

1. 令和元年第3回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和元年12月23日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第76号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第77号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第78号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第79号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第80号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第89号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程8 議案第90号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定について
- 日程9 議案第91号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について
- 日程10 議案第92号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程11 議案第93号 財産の取得について
- 日程12 議案第94号 財産の無償譲渡について（八幡町初音地内）
- 日程13 議案第95号 財産の無償譲渡について（美並相戸公民館）
- 日程14 議案第97号 市道路線の認定について
- 日程15 要望第2号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択及び地元国会議員に対する要望活動について（依頼）

2. 本日の会議に付した事件

- 日程1から日程15まで
- 日程16 議発第5号 軽油引取税の課税免除制度の恒久化を求める意見書について
- 日程17 議発第6号 議員派遣について
- 日程18 議報告第7号 諸般の報告について（議員派遣の報告）

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	和田美江子	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	遠藤正史	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	松井良春
教育次長	佃良之	会計管理者	臼田義孝
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久
国保白鳥病院 事務局長	川尻成丈	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪一久	議会事務局 議会総務課 主任	岩田亨一
議会事務局 議会総務課 課長補佐	竹下光		

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。

議員の皆様には12月2日開会以来、それぞれの出務をいただきまして、まことにありがとうございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御質疑いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、13番 上田謙市君、14番 武藤忠樹君を指名いたします。

◎議案第76号から議案第80号までについて（委員長報告・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程2、議案第76号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程6、議案第80号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました5議案は、総務常任委員会に審査を付託してあります。

委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和元年12月2日開会の令和元年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例5件につきまして、令和元年12月11日開催の第3回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第76号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和元年人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当の支給割合を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から本市における民間給与の傾向は、人事院による調査結果と同じ傾向にある

と推測することができるかとの質問があり、前年度と今年度の本市の市民税課税標準額を比較すると、低い層の人数が減少し、高い層の人数が増加していることから、納税義務者の所得が増えたと推測することは可能と考える。また、全国の都道府県や政令市の人事委員会の給与勧告では、期末・勤勉手当の引き上げ幅が、国の人事院給与勧告よりも大きい自治体もあれば据え置きを勧告した自治体もあるが、岐阜県人事委員会の勧告では、国の人事院勧告と同様の引き上げ幅を勧告しており、人事院勧告の基礎となった全国の平均的な民間給与の水準や動向を示していると考えられることから、本市も同様の状況にあるものと推測しているとの説明がありました。

そのほか、特別職報酬等審議会からの引き上げに対する意見について質問があり、引き上げに反対する旨の意見は出なかったとの説明でありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第77号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和元年人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第78号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和元年人事院の給与勧告に鑑み、職員の給料表、勤勉手当の支給割合及び住居手当の改定を行うとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことによる所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から成年被後見人等の権利の制限に係る措置に関連し、職員採用試験の場合や採用後に成年被後見人等となった場合の対処について質問があり、現在は、職員の募集要項中に応募できない旨が表記されているため応募いただくことはできず、在職中に成年被後見人等となった場合は、地方公務員法の規定により自動的に失職となるが、本市ではこれまでにそのような例はないとの説明がありました。

また、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されると、今後は採用試験に応募することができるかとの質問があり、職員の募集要項から見ても削ることになるため、応募することは可能となり、他の応募者と同様に本人の能力や適性を見て判断することになるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第79号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、地方公務員法の一部が改正されたことなどに伴い、引用条項の整理や号ずれの解消など、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員からこの改正のうち扶養親族の旅費の支給についての部分と成年後見制度の利

用の促進に関する法律との関係について質問があり、当該改正部分は国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い文言の整理を行ったもので、内容としても、職員が扶養親族を伴って赴任する際において扶養親族移転料を支給する場合を含むというもので、改定前・後において、その取り扱いに変更が生じるものではないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第80号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、美並相戸公民館を地元自治会に無償譲渡するため、公の施設としての位置づけを廃止するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から今後無償譲渡が想定される施設について質問があり、対象施設108施設のうち譲渡済みが60施設で、残りが48施設となっている。譲渡が可能な施設については、準備が整った時点で地元と協議して進めることとなるとの説明がありました。

また、譲渡前の修繕等の管理について質問があり、集会所については、自治会所有、市の所有にかかわらず補助金で修繕等の対応をしているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和元年12月23日、郡上市議会議長 兼山悌孝様、郡上市議会総務常任委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

それでは、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第76号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第77号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はあ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第78号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第79号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第80号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第89号から議案第92号までについて(委員長報告・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程7、議案第89号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定についてから日程10、議案第92号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定についてまでの4議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました4議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。

委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） それでは、産業建設常任委員会から報告をいたします。

令和元年12月2日開会の令和元年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました指定管理者の指定4議案につきまして、令和元年12月12日開催の第3回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告をいたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第89号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定について。

審査に当たり、議案第89号から議案第92号までの4件は商工観光部が所管する公の施設の指定管理に関する議案で関連があるため一括して説明を求め、議案ごとに質疑及び採決を行いました。

商工観光部長及び観光課長から、施設名称、指定する団体、指定期間及び管理業務の実施状況等について説明を受けました。

審査の中で、委員から来年度の指定管理料について質問があり、今年度と同額を見込んでいるが効率化できれば減額を検討したいとの説明がありました。

人件費以外の支出について質問があり、人件費以外には物販仕入れや修繕費等があるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第90号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定について。

審査の中で、委員から多言語対応の通訳について質問があり、台湾出身の常勤職員が1名おり、中国語・英語・日本語にてフロント対応及びメールの受付業務を行っているとの説明がありました。

インバウンド対応をする人手は足りているのかとの質問があり、対応できているとの説明がありました。

利用者からの評価の調査方法について質問があり、満足度や改善項目の意見をいただくための用紙を渡して意見を収集している。全ての意見に目を通し、全スタッフに伝えるようにしているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第91号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について。

審査の中で、委員から子宝の湯のレストラン収入について質問があり、レストランは事業収入としているため、利用料には含まれていないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第92号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について。

審査の中で、委員から来年度の指定管理料について質問があり、今年度と同額を見込んでいるが、繰越利益剰余金の赤字を解消することができれば減額を検討していきたいとの説明がありました。

また、指定管理料は年度協定のため毎年見直すことができるとの説明がありました。

明宝湯星館の源泉について質問があり、市は源泉を買い使用料を払うことはないとの説明を受けました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和元年12月23日、郡上市議会議長 兼山悌孝様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 美谷添生。

以上であります。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第89号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第90号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第91号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

議案第92号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可とすることに決いたしました。

◎議案第93号から議案第97号までについて(委員長報告・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程11、議案第93号 財産の取得についてから日程14、議案第97号 市道路線の認定についてまでの4議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました4議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

まず初めに、総務常任委員会委員長、17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和元年12月2日開会の令和元年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他の2議案につきまして、令和元年12月11日開催の第3回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第94号 財産の無償譲渡について(八幡町初音地内)。

総務部長から、地元自治会が実質上所有する市名義の八幡町初音地内の土地について無償譲渡するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第95号 財産の無償譲渡について、美並相戸公民館であります。

総務部長から、県振興補助金を活用して建設した美並相戸公民館について、補助金の財産処分制限期間が経過したことにより、施設を地元自治会に無償譲渡するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和元年12月23日、郡上市議会議長 兼山悌孝様、郡上市議会総務常任委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、産業建設常任委員会委員長、18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和元年12月2日開会の令和元年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の取得及び市道路線の認定2議案につきまして、令和元年12月12日開催の第3回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。なお、経過については主な内容を報告します。

議案第93号 財産の取得について。

審査に当たり、議案第93号と議案第97号の2件は建設部が所管する幹線道路に関する議案で関連があるため一括して説明を求め、議案ごとに質疑及び採決をいたしました。

建設部長から、郡上市八幡町野々倉の立木を含む土地を市道郵便坂線の用に供するため取得するとの説明を受けました。

審査の中で、委員会から事業の実施年度について質問があり、新たな財源を見込める制度が創設されたときに、他の事業との優先順位を比較しながら検討するとの説明がありました。

用地補償額の単価はどのように決めているのかとの質問があり、不動産鑑定士に依頼し3例ほどの近隣の取引事例と買収地を比較して価格を決定しているとの説明がありました。

郵便坂線は小那比から野々倉間の道路ではあるが、洲河や和良を結ぶ広い範囲に及ぶ計画路線である。地域の発展につながることも踏まえ進めてほしいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第97号 市道路線の認定について。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和元年12月23日、郡上市議会議長 兼山悌孝様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 美谷添 生。

以上であります。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第93号 財産の取得についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第94号 財産の無償譲渡について(八幡町初音地内)に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第95号 財産の無償譲渡について(美並相戸公民館)に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第97号 市道路線の認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎要望第2号について(委員長報告・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程15、要望第2号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択及び地元国会議員に対する要望活動についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました要望第2号は、総務常任委員会に審査を付託してあります。

委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和元年9月定例会において継続審査となっております要望1議案につきまして、令和元年12月11日開催の第3回総務常任委員会において慎重な審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

要望第2号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択及び地元国会議員に対する要望活動について（依頼）であります。

議会事務局から、要望事項の内容と厚生年金に加入することとなった場合に本市が負担する掛金等について説明を受けました。

審査の中で、委員から一番問題となるのは市の負担金の財源であり、今の本市の財政状況から考えると採択できないとの意見がありました。

また、全国市議会議長会で決議したということは尊重しなければいけないが、厚生年金に加入できるようになっても、議員のなり手がふえることとは連動していかないとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和元年12月23日、郡上市議会議長 兼山悌孝様、郡上市議会総務常任委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認め、討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を不採択とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、要望第2号は不採択とすることに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は10時15分とします。

（午前10時06分）

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時15分）

○議長（兼山悌孝君） ここで、日程の追加を行いたいと思います。

議発第5号 軽油引取税の課税免除制度の恒久化を求める意見書について、議発第6号 議員派遣について、議報告第7号 諸般の報告について（議員派遣の報告）の3議案を日程に追加したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認め、日程に追加いたします。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

◎議発第5号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程16、議発第5号 軽油引取税の課税免除制度の恒久化を求める意見書についてを議題といたします。

まず、事務局に朗読させます。

議会事務局長 大坪一久君。

○議会事務局長（大坪一久君）

議発第5号

軽油引取税の課税免除制度の恒久化を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和元年12月23日提出

提出者 郡上市議会議員 美谷添 生

賛成者 郡上市議会議員 森 喜 人

賛成者 郡上市議会議員 渡 辺 友 三

郡上市議会議長 兼山悌孝様

軽油引取税の課税免除制度の恒久化を求める意見書（案）

軽油引取税の課税免除制度は、令和3年3月31日までの時限的な措置であるが、観光産業、農・林業、建設業など道路を使用しない機械燃料の軽油について、申請によって課税免除され、これまでさまざまな産業の経営に大きく貢献してきた。

とりわけ、本市の冬季の重要な柱であるスキー・スノーボード等の観光産業では、スキー場ゲレンデ整備車、降雪機などに使う軽油がこの免税軽油制度の対象となっており、年々スキーヤーやスノーボーダーなどの減少により経営が厳しい中、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するためには必要不可欠な措置である。また、地球環境の保全や災害防止など多面的機能を持つ森林の管理を

担う林業では、施業管理に必要な重機等に使う軽油が免税となっている。そのほか、農業や木材加工業などにおいて課税免除制度が活用されてきたところである。

今後この免税軽油制度が廃止されると、本市のような中山間地域の産業の柱であるスキー・スノーボード等の冬季観光産業や農林業などの経営は大きな負担増を強いられ、地域経済に計り知れない影響を与えることとなる。

よって、国においては、現行の軽油引取税の課税免除制度を恒久化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月23日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣
国土交通大臣

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 朗読が終わりましたので、提出者の説明を求めます。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ただいま上程をされましたこの意見書についてであります。スキー場関係者から要望が9月に出ておりますが、スキー場、今朗読があったように、スキー場関係だけでなく、本市の産業、林業、あるいは農業というようなことで多く使用されてきております。

この法は時限立法でありますので、今回、ちょっとおこがましいかもしれませんが、恒久化をしていただけないかということをしてこの意見書を立案をさせていただきました。皆様方の御協力を賜り、提出をしていきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく御審議いただきますようお願いいたします。提出の理由といたします。よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議発第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議発第5号については、原案のとおりする可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議発第5号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第6号について(採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程17、議発第6号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第169条の規定により申し出がありました。

お諮りいたします。申し出のとおり、議員を派遣することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり委員を派遣することに決定いたしました。

◎議報告第7号について(報告)

○議長(兼山悌孝君) 日程18、議報告第7号 諸般の報告について(議員派遣の報告)を議題といたします。

議員派遣の報告書が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたきますようお願いいたします。

これをもちまして報告に変えさせていただきます。

◎市長挨拶

○議長(兼山悌孝君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで市長から御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 令和元年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る12月2日開会以来、本日12月23日に至るまで、22日間にわたりまして終始真剣かつ慎重に御審議をいただき、提出をいたしました議案につきましては全て御議決をいただきました。ありがとうございました。議決をいただきました諸議案につきましては、これらを適切に執行し、適正な市政の運営に努めてまいりたいと存じます。

また、議案審議の過程におきまして、いただきましたさまざまな御意見や御提案につきましては、これを今後の市政運営において十分踏まえてまいりたいと存じます。

さらに、今会期中に過日3つの常任委員会別に来年度の施策や予算編成について多方面にわたる

御提言をいただきましたが、これについても十分検討し、可能な限りこれを施策や予算に反映するよう努めてまいりたいと存じます。

さて、いよいよ令和元年も残すところあとわずかとなりました。これから令和初めての年末年始を迎えるわけでございますけれども、何かと御多忙な季節となると存じます。また、寒さもだんだんに厳しくなっているのではないかと思います。どうぞ議員の皆様におかれましてはくれぐれも御健康に留意をされまして、ますますの御活躍をいただきますよう、そして、令和2年のよき新春をお迎えになりますよう祈念申し上げまして、御挨拶といたします。ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

令和元年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、12月2日から本日までの22日間にわたり、条例の改正始め、補正予算など、市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議いただきまして、全議案を滞りなく議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、市長さん始め執行部の各位におかれましても常に真摯な態度を持って審議いただきました。厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から審議の過程や一般質問で述べられました意見、要望につきまして今後の市政の執行に十分反映させていただきますようお願いを申し上げます。

また、代表監査委員さんにおかれましては、本会議に御出席いただきましてまことにありがとうございました。

委員各位並びに執行部の皆様におかれましては、御多忙な毎日と思いますが、健康に御留意いただきまして、ますますの活躍を祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和元年第3回郡上市議会定例会を閉会といたします。ありがとうございます。

(午前10時27分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 上 田 謙 市

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹